

第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告339号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



ドローンの利活用は新時代に突入

田中和徳はドローン議員連盟会長代理として、政策の舵取りを行っている。
本年12月5日、有人地帯での飛行解禁と安全対策の強化を眼目として、
ドローン産業の発展に向けて世界で最も先進的な新制度が導入された。

1. ドローンの定義と利点、様々な活用法

ドローン：遠隔操作、または自動操縦による飛行が可能な無人航空機
話題の「空飛ぶ自転車」もドローン的一种である

利点① 空を飛べるため、海や山・谷といった地形的制約を受けない。
災害現場や火災現場など、危険な場所にも投入できる

利点② 軽量・小型・安価なため、個人での利用や運搬が容易である

農薬散布、高層建築物やダム、橋梁の状態確認、郵便・宅配サービス、
測量用の空撮などに活用され、エアタクシーの研究も進行中である。

2. ドローンの持つ危険性

- ① 盗撮や盗聴、爆薬や毒物、細菌などを搭載した兵器としての利用、
違法薬物の運搬など、犯罪者やテロリストに悪用される恐れがある。
- ② 墜落事故や他の航空機との衝突事故が起きる可能性がある。

3. 改正航空法に基づくドローン新制度の概要

ドローン産業の発展と研究開発の促進には、規制緩和が不可欠である。しかし、2015年に首相官邸でドローンが落下する事件が起こったように、事故防止対策の強化、迅速な犯罪取り締まり体制の確立も重要である。その2つを両立させるため、新制度は以下のような内容となっている。

ドローンに関する新制度の主な概要

- ① ドローンの強度や安全性などをチェックする認証制度を創設する
- ② 国家資格として、操縦者の技能に関するライセンス制度を創設する。
- ③ 認証済みの機体、ライセンス保持者、国土交通大臣の許可・承認、上記の3条件を満たす場合、有人地帯での目視外飛行を解禁する。
- ④ 従来、ドローンの飛行に国交省の許可が必要だった地域については、認証済みの機体とライセンス保持者を要件に、制限を緩和する。
- ⑤ 犯罪利用を防ぐため、重さ100グラム以上の機体の所有者に対して、国への届け出と、ドローンに登録番号を表示する義務を課す。

《 新制度におけるドローンが飛行可能な地域の変更点 》

	従来の制度
有人地帯における目視外飛行	禁止
無人地帯における目視外飛行	飛行ごとに許可
上記以外の場合	手続きは不要



新制度
新たに飛行が可能 (飛行ごとの許可は必要)
機体認証とライセンスがあれば、 飛行ごとの許可は原則不要
手続きは不要